

# 入 札 説 明 書

令和4年札幌市告示第757号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和4年3月3日

## 2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19庁舎3階  
札幌市保健福祉局保健所健康企画課事務係 電話 011-622-5151

## 3 入札に付する事項

### (1) 役務の名称

札幌市保健所電話交換業務

### (2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和4年11月30日まで

### (4) 履行場所

WEST19庁舎

### (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30～令和3年札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「医療業、保健衛生サービス業」、「情報サービス、研究・調査企画サービス業」、「その他サービス業」のいずれかに登録されている者であること。
- (3) 告示日を起点とした過去3年間において、札幌市、北海道その他同規模の官公庁（その経営する企業を含む）において電話交換業務を2年以上継続して受託し、それを良好に履行した実績を有すること。
- (4) 保健所の実施する業務（難病医療、母子保健、健康増進、医事薬事、感染症対策、食品衛生、生活衛生、住宅宿泊事業等に係る業務をすべて含む）に関する問合せに対する電話交換業務の受託実績を有すること。
- (5) 業務受託期間において、業務実施者のうち、電話オペレータ技能検定要綱による認定資格（旧電話交換取扱い認定規定も可）を有する者または、電話応対技能検定（もしも検定）2級の有資格者及び同資格を取得可能な者で電話交換業務の実務経験が3年以上ある者を常時1名確保できる見込みがあること。
- (6) 業務受託期間において上記(5)以外の業務実施者のうち、電話オペレータ技能検定要綱による認定資格（旧電話交換取扱い認定規定も可）を有する者または、電話応対技能検定（もしも検定）3級の有資格者及び同資格を取得可能な者、あるいは、電話交換業務の実務経験が3年以上ある者を常時1名確保できる見込みがあること。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での

入札参加を希望していないこと。

## 5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限  
令和4年3月14日(月) (送付の場合は必着のこと)

(3) 開札の日時及び場所  
令和4年3月15日(火) 10時00分 WEST19庁舎 3階 事務室

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書は、別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)及び「令和4年3月15日10時00分開札 札幌市保健所電話交換業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和4年3月15日10時00分開札 札幌市保健所電話交換業務の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話、その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時まで委任状(別紙2)を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法  
書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限  
上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和4年3月10日17時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧  
上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

(7) 入札の無効

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入

札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度の入札の回数は原則として2回を限度とする。

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙3のとおり